

質 疑 回 答 書

件名 石巻市防災行政無線更新工事実施設計業務

	質問事項	回答
Q 1	<p>入札公告</p> <p>2入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1)④「一級建築士事務所登録を行っていること」とありますが、当社としては一級建築士対応が必要な業務が発生した場合は石巻市内の一級建築士事務所への委託にて対応致しますので、本内容をお認め頂きたくご検討お願いします。</p> <p>また、一級建築士による業務としては、屋外ポール等の構造計算を想定されていると思われませんが、その場合、建築士のほかに電気主任技術者や第一種電気工事士、土木系の技術士や施工管理技士などの資格保有者が関係法令や指針に基づき電柱や支持物の構造安全性を検討するケースが一般的ですので、これらの有資格者についても追加でお認め頂きたくご検討お願いします。</p>	<p>本業務は、防災行政無線システムの更新に伴う中継局舎や多重無線アンテナ設備（鉄塔含む）、屋外拡声子局の支持柱、中継機器等に係る再利用調査や更新する場合の仕様検討、設置条件の整理など工事施工に係る設計業務及び工事費積算業務となります。</p> <p>このため、業務全体の品質確保及び責任体制の明確化の観点から、「一級建築士事務所登録を行っていること」を参加資格要件として設定しております。</p>
Q 2	<p>入札公告 第2項（1）②</p> <p>貴市の「測量・建設コンサルタント等業務」の承認簿に登録されるためには、国土交通省へのコンサルタント登録が必要ですが、防災行政無線の設計コンサルタント業務を行うにあたり、同登録は義務化されている制度ではありません。</p> <p>つきましては、貴市の「役務提供」の承認簿に登録されている者について</p>	<p>本業務は、専門的な知識及び実績を有する建設コンサルタントとしての業務遂行能力を求めるものであり、「測量・建設コンサルタント等業務」の承認簿に登録されていることを参加要件としております。</p>

	<p>も、入札への参加をお認めいただけないでしょうか。</p>	
Q 3	<p>入札公告 第2項(1)④</p> <p>「一級建築士事務所登録」とありますが、本業務の主題は無線システムの設計であるため、受注者が必ずしも建築士事務所の登録を受けている必要性はないと思います。</p> <p>建築基準法に関わる技術検討が必要な場合には、然るべき外注先への再委託を行いますので、本要件の削除をお願いいたします。</p>	Q 1 のとおりです。
Q 4	<p>入札公告 第2項(1)⑥</p> <p>「子局500本以上の自治体における実施設計の実績」とありますが、防災行政無線の設計において技術や経験値が問われるのは、子局数よりも中継局数であると考えます。</p> <p>また、子局500本以上の自治体は全国的にも稀なので、本要件は入札の公平性及び競争性を著しく損ねるものです。</p> <p>つきましては、本要件の削除をお願いいたします。</p>	<p>本業務は、市内全域を対象とした大規模な防災行政無線システムの更新に係る実施設計業務に並行し、屋外拡声子局の配置計画や電波伝搬・音響設計などの業務を短期間で確実に実施する必要があることから、本市と同等規模における防災行政無線システムの設計業務の実績を有し、大規模な防災行政無線システムにおける業務遂行のノウハウのある事業者を選定したいため、当該要件を設定しております。</p>
Q 5	<p>入札公告 第2項(1)⑦</p> <p>「実験試験局を自社所有」とありますが、これは実験試験局の免許状を自社名義で保有していることでよろしいでしょうか。</p>	<p>実験試験局の免許状が自社名義で、かつ常置場所が自社であることを要します。</p>
Q 6	<p>入札公告 第9項(2)⑤</p> <p>「建設コンサルタント登録」とありますが、防災行政無線の設計コンサルタント業務を行うにあたり、同登録は義務化されている制度ではありません。</p> <p>つきましては、本要件の削除をお願い</p>	<p>本業務は、防災行政無線システムの実実施設計に係る専門的な技術力及び業務遂行能力を求めるものであり、「建設コンサルタント登録」を要件としております。</p>

	いたします。	
Q 7	<p>特記仕様書 第1章第4項(1)</p> <p>「中間協議8回程度」について、現時点で想定されている協議のタイミングがあればご教示ください。</p>	<p>業務スケジュールについては受注者の行程表で確認することになりますが、業務期間が短く、各業務の進捗を確認するため、6月から2月にかけて月1回程度の協議を実施することを想定しております。</p>
Q 8	<p>特記仕様書 第2章第2項(1)及び(3)</p> <p>「FM放送」とは、ラジオ石巻の放送波を活用した防災ラジオ(緊急告知FMラジオ)を指すものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。「FM放送」には、防災ラジオ(緊急告知FMラジオ)を含むものとします。</p>
Q 9	<p>2 入札参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) ⑥について</p> <p>500本以上のデジタル防災行政無線屋外子局がある自治体において、実施設計の実績があること。</p> <p>とありますが、東北地方において500本以上の子局を有する他の自治体はないと思われまます。東北地方管内にて対応できる本数制限にご検討いただけませんかでしょうか。</p>	<p>入札公告をご確認願います。</p> <p>⑤ 平成23年度以降、総務省東北総合通信局が管轄する自治体において、デジタル防災行政無線の実設計業務を受注した実績があること。</p> <p>⑥ 平成23年度以降、500本以上のデジタル防災行政無線屋外子局がある自治体において、実施設計の実績があること。</p> <p>⑥については、全国において500本以上の子局を有する他の自治体の実績としており、ご質問のように「東北地方において500本以上の子局を有する他の自治体」の実績は求めておりません。</p>
Q 10	<p>2 入札参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) ⑦について</p> <p>QPSK方式デジタル防災無線の実験試験局を自社保有していること。</p> <p>とありますが、実験試験局に伴う無線局免許状は自社保有しておりますが実験試験局は自社保有しておりません。建設コンサルタントの登録業者におい</p>	<p>本業務は、入札に参加する者に必要な資格のとおり実験試験局の自社保有を要件としております。</p>

	<p>て実験試験局を自社保有している業者は限られます。</p> <p>無線局免許状の保有をもって要件としていただけませんか。</p> <p>なお、他の自治体では電波法上問題なく対応し、多数の実績がございます。</p>	
Q 1 1	<p>入札公告 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) ⑥について、当社は、平成 2 3 年以降に基本設計業務にて既設 635 局の屋外拡声子局に対し、現地調査・置局設計・高性能スピーカ選定を行い、438 局 (197 局削減) 設置する設計業務を履行しております。当該設計業務は、仕様書が要求する実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>平成 2 3 年度以降に、5 0 0 本以上の防災行政無線屋外子局がある自治体における実施設計の実績を求めています。</p> <p>ご質問につきましては、4 3 8 局 (4 3 8 本) の実施設計業務と推測されますので、入札公告 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) ⑥に該当しないと思われま</p>
Q 1 2	<p>入札公告 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) ⑦について、実験試験局は保有しておりませんが、電波伝搬調査を実施するための実験局免許 (二重免許) を取得しており、電波伝搬調査を実施できる体制を満たしております。この場合当該要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>Q 1 0 のとおりです。</p>